

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」について

平成21年10月
国土交通省総合政策局
不動産課

平成21年5月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(以下、「改正省令」という。)」が公布された際に国土交通省が説明用に公表した資料です。

以下については、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(以下「適正化法施行規則」という。)第87条第5項書面(以下「5項書面」という。)の電磁的対応に関する部分を抜粋して説明いたします。

【1. 電磁的対応が可能である根拠】

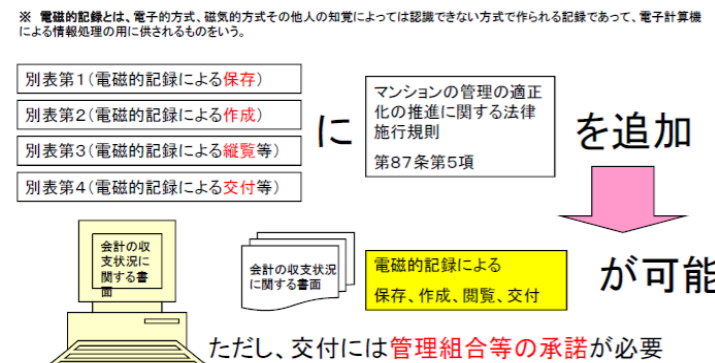
資料中に記載のある「附則第5条」とは改正省令の附則(平成21年5月1日国土交通省令第35号)第5条(※)のことであり、当該規定により、「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(以下、「情報通信に関する施行規則」という。))に適正化法施行規則第87条5項を追加する改正がなされたことにより、5項書面の電磁的対応が可能となったもの。

この「情報通信に関する施行規則」では、電磁的記録により「保存」、「作成」、「縦覧等」、「交付等」を行うことができる対象法令を定めるとともに、これらの方法を規定している。これに5項書面が追加されたことにより、5項書面の電磁的記録による「保存」、「作成」、「縦覧等」、「交付等」が可能となっている。

電磁的記録による作成・交付等

第87条第5項、附則第5条

附則第5条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成17年国土交通省令第26号)の一部を次のように改正する。



※現行、附則(平成21年5月1日国土交通省令第35号)に第5条の規定はない。これは附則第5条により他法令である「情報通信に関する施行規則」に「5項書面の電磁的交付等」を措置したことにより、措置以降は「情報通信に関する施行規則」で規定されることによるもの。

【2. 電磁的記録の保存方法】

「情報通信に関する施行規則第」4条には「電磁的記録の保存方法」と「講ずべき措置」が規定されている。

(保存方法)

- ①作成したデータをパソコンのファイルやCD-ROM等で保存する方法
- ②書面をスキャナ等で読取りPDF化等したデータをパソコンのファイルやCD-ROM等で保存する方法

(講ずべき措置)

保存した記録を直ちに明瞭な状態でパソコン画面等で表示し、更に書面として印刷できるようにしてはならない。

電磁的記録による作成・交付等

保存の方法

国土交通省の所管する法令に係る民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

第4条 民間事業者等が、法第3条第1項の規定に基づき、別表第1の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。))をもって複製するファイルにより保存する方法
二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。))により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって複製するファイルにより保存する方法

保存方法

- ①最初から電磁的記録により作成したものを電磁的記録により保存する方法
- ②書面で保存しているものをスキャナで読み取ってできた画像情報を電磁的記録に上して保存する方法

読すべき措置

必要に応じ電磁的記録に記録された事項を、直ちに明瞭な状態で、その使用に係る電子計算機の映像面上に表示及び当該事項を記載した書面を作成することができる措置を講じなければならない。



電磁的記録による作成・交付等

作成の方法

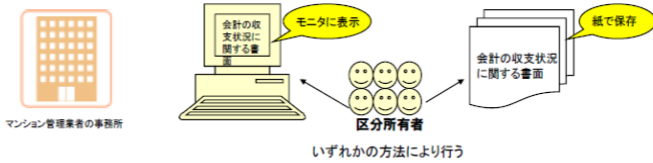
国土交通省の所管する法令に係る民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

第6条 民間事業者等が、法第4条第1項の規定に基づき、別表第2の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって複製する方法により作成を行わなければならない。

閲覧の方法

国土交通省の所管する法令に係る民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

第9条 民間事業者等が、法第5条第1項の規定に基づき、別表第3の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面上に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。



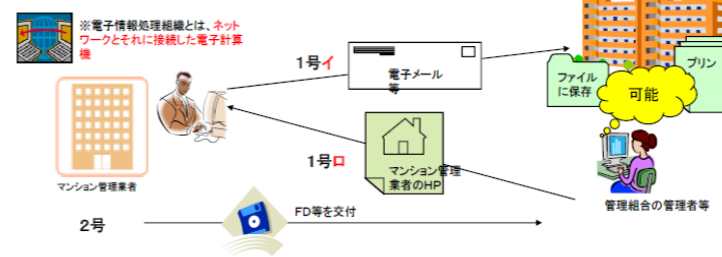
電磁的記録による作成・交付等

交付の方法

国土交通省の所管する法令に係る民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

第11条 民間事業者等が、法第6条第1項の規定に基づき、別表第4の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに該当するもの
イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
二 磁気ディスク等をもって複製するファイルに記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルに記録された事項を出力することにより、書面を作成することができるものでなければならない。



電磁的記録による作成・交付等

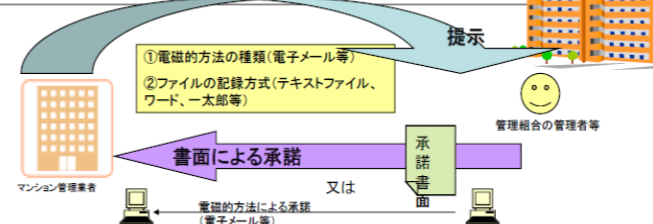
電磁的方法による交付の承諾をとる場合の方法等

民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

第2条 民間事業者等は、法第6条第1項の規定により同項に規定する事項の交付等を行うときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該交付等の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を明示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
2 前項の規定による承諾を得た民間事業者等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法による承諾を得ない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、法第6条第1項に規定する事項の交付等を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

国土交通省の所管する法令に係る民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

(電磁的方法による承諾)
第12条 民間事業者等は、法第6条第1項の規定により同項に規定する事項の交付等を行うときは、次に掲げる事項を当該交付等の相手方に示さなければならない。
一 前条第1項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式



【3. 電磁的記録の作成・閲覧方法】

「情報通信に関する施行規則」第6条では「作成方法」を、第9条では「閲覧の方法」が規定されている。

(作成方法) パソコン等のファイルにデータとして保存するかCD-ROM等で作成しなくてはならない。

(閲覧方法) 事務所等のパソコン画面に表示する方法又は書面を出力して備え置く方法で行わなければならない。

【4. 電磁的記録の交付方法】

「情報通信に関する施行規則」第11条では「交付方法」が規定されている。

- (第1項)
 - 電子メール等で送信する方法
 - 会社のホームページ等に表示して管理者が閲覧できる状態にする方法
 - CD-ROM等に記録して交付する方法
- (第2項)

交付等を受けた者が書面として出力できるものとしなければならない。

【5. 電磁的方法による交付の承諾を得る方法等】

電磁的記録により「交付等」を行おうとする場合、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第2条」及び「情報通信に関する法律施行規則」第12条の規定に基づき、あらかじめ、交付等の相手方に対し、使用する電磁的方法の種類(電子メール、CD-ROM等)及びファイルへの記録の方式(テキストファイル、ワード、一太郎など)を示し、当該交付等の相手方から書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

また、承諾後であっても、交付等の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による交付を受けない旨の申し出があった場合には、電磁的交付を行ってはならない。